

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q & A】

(R8. 3. ○現在)

【補助事業への応募に関すること】

Q 1 補助事業への応募期限は？

A 1 3月16日から、9月30日までを応募期間とします。また予算の上限に達し次第、受付終了となります。なお、受付は先着順とします。

記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

【補助対象者に関すること】

Q 2 補助対象者となる「農業経営体」とは？

A 2 農業経営体の定義は以下のとおりとします。

【参考】2020年農林業センサス

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数等が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業
 - ア 露地野菜作付面積 15 a
 - イ 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ウ 果樹栽培面積 10 a
 - エ 露地花き栽培面積 10 a
 - オ 施設花き栽培面積 250 m²
 - カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - キ 肥育牛飼養頭数 1 頭ク 豚飼養頭数 15 頭ケ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - サ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）が 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

Q 3 本社が長野県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 3 省エネ設備や再エネ設備を更新等する事業所が県内にあれば補助対象者となります。

Q 4 事業所が店舗と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか？

A 4 事業の用に供する設備が補助対象であることを鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となることができます。

(例：個人事業主で、「1階が店舗、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。)

【補助対象事業に関すること】

Q 5 補助対象となる省エネ設備は？

A 5 次に掲げる設備（以下「省エネ設備」という。）が補助対象となる設備です。

- ① 空調（冷暖房）設備（業務用エアコン等）（既存設備の更新に限る）
- ② 換気設備（全熱交換器）（既存設備の更新に限る）
- ③ LED照明設備（人感センサー付きを含む）（既存設備を新たにLED照明設備へ交換する場合に限る）
- ④ 冷蔵・冷凍設備（業務用冷蔵・冷凍庫等）（既存設備の更新に限る）
- ⑤ エネルギー管理設備（EMS、凍結防止ヒータ用節電器）（新たに導入する場合に限る）
- ⑥ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）（既存設備の更新に限る）
- ⑦ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）（既存設備の更新に限る）
- ⑧ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）（既存設備の更新に限る）
- ⑨ 窓（Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス）（木製、樹脂製、アルミ複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシを含む）（既存設備の更新に限る）
- ⑩ その他事業に関する知事が認める設備

ただし、設備ごとに補助要件が異なりますので、詳細は農業エネルギーコスト削減促進事業補助金申請要領を確認してください。

Q 6 本補助金を活用して、省エネ設備や再エネ設備を複数同時に更新、導入することは可能か？

A 6 可能です。

ただし、上限額は変わりません。また、申請は同一事業者で1回限りです。

Q 7 省エネ設備の補助額の算出方法は？

A 7 補助率は下記のとおりです。例えば省エネ設備への更新と、発電設備の導入を同時に行う場合、それぞれで算出した補助金額の合計を補助上限額以内で補助します。

基本コース；省エネ設備 補助率 1 / 2 以内、発電設備 定額（4万円/kw）
補助上限500万円、補助下限50万円

促進コース；省エネ設備 補助率 3 / 4 以内、発電設備 定額（4万円/kw）
補助上限 1500 万円、補助下限なし

例) 基本コースで、省エネ設備導入 700 万円、 発電設備（30kW）導入を行う場合

$800 \text{万円} \times 1/2 + 4 \text{万円} \times 30 = 520 \text{万円}$ で 500 万円を超えるため、
補助額は 500 万円

Q 8 太陽光発電システムの補助額の算出方法は？

A 8 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。

(例①) 太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合：

$$15 \times 4 = 60 \text{万円}$$

(例②) 太陽光パネルが5kW、パワーコンディショナが9kWの場合：

$$5 \times 4 = 20 \text{万円}$$

Q 9 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 9 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。ただし、計画の承認を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書を提出してください。

Q 10 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 10 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。

Q 1 1 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 1 1 設備が設置され、施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、原則として、事業の完了は、令和8年1月8日までになるよう計画してください。

Q 1 2 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 1 2 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。また、長野県が行う省エネ家電切換え緊急支援事業（信州省エネ家電購入応援キャンペーン）との併用もできません。

Q 1 3 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 1 3 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 1 4 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 1 4 新築又は増築する事業所や施設に導入する設備は、補助対象となりません。

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを削減することを主目的としていますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q 1 5 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 5 補助対象となりません。

Q 1 6 事業所や施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）使用量を把握することができる場合（事業活動温暖化対策計画又はエネルギーコスト削減等計画書を提出できる場合）に限り、補助対象となります。この場合、実施計画書へ（エネルギーコスト削減促進事業）補助金設備設置承諾書（様式2の6号）を添付してください。

Q 1 7 事業所に併設する倉庫や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか？

A 1 7 事業所の敷地内の設置で、電力が事業所に供給されるのであれば補助対

象となります。

Q 1 8 同一敷地内に建物が2棟あり、片方の建物にだけ太陽光発電設備が設置されています。もう一棟に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となるか？

A 1 8 電気の引き込みが同一である敷地の場合、増設とみなすため、補助対象となりません。

【補助要件に係る認定等に関すること】

Q 1 9 みどり認定はいつまでに受ければよいのか。

A 1 9 原則として事業実績報告までに、認定を受けてください。ただし、認定まで時間がかかることも想定されるため、事業実績報告までに申請いただくことでも可とします。

Q 2 0 みどり認定はどのように申請すればよいのか。

A 2 0 以下のページをご覧ください。お近くの農業農村支援センターにお問い合わせください。申請先も、農業農村支援センターになります。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/midorisenryakusuishinkeikaku.html>

Q 2 1 みどり認定を受ける必要のない者が行う「環境にやさしい農業に関する取組」とはどのようなものか。

A 2 1 みどり認定に係る環境負荷低減事業活動の類型を参考に、可能な範囲で行う取組です。「2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図る」という事業趣旨をご理解の上、ご自身の事業範囲で取組を行って下さい。また、どのようなことを狙ってどのような取組をしたのか記載していただき、その資料（会議資料、写真等）を提出してください。

<環境負荷低減事業活動の類型>

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量

の減少

- e. 餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

<例>

- ・ 農業協同組合が組合員向けの有機農業研修を行う
- ・ プラスチック資材の削減に取り組む
- ・ 温室効果ガスを削減できる機械等を積極的に活用する

Q 2 2 事業活動温暖化対策計画書はいつまでに提出すればよいのか。

A 2 2 原則として事業実績報告までに、提出してください。

また、ヘルプデスクを設置していますので、不明点がありましたらお問い合わせください。

対応窓口：ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

連絡先：026-262-1793 又は 026-262-1794

メール：naganoco2@chugai-tec.co.jp

Q 2 3 長野県SDGs推進企業登録はいつまでにすればよいのか。

A 2 3 原則として事業実績報告までに、登録してください。ただし、申請から登録まで時間がかかることも想定されるため、事業実績報告までに申請いただくことでも可とします。

【事務手続きに関すること】

Q 2 4 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 2 4 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 2 5 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 2 5 事業者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財

産」という)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間(耐用年数期間)を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。